

4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

平成6年度に自治省消防庁に設置された「消防用設備等の検査・点検のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、消防庁予防課長から通知された消防用設備等に係る届出等に関する運用については、別添「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号（以下「192号通知」という。））によるが、適用できる防火対象物の解釈として、簡素合理化の観点から、「増設、移設、取替え」のうち、192号通知別紙2の「軽微な工事」については、甲種消防設備士が正規の業務をし、防火対象物の関係者が当該工事の内容を記録し、維持台帳を完備している場合に着工届を要しないことができるほか、設置届に添付された試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等を確認する消防検査（以下「現場確認を省略する消防検査」という。）とすることができるが、点検結果報告の未実施対象物は、着工届が省略できず、現場確認を省略する消防検査ができないものとする。ただし、特定防火対象物又は非特定防火対象物で、設置後1年以内又は3年以内のものは、点検結果報告済の扱いとすること。

また、志摩市火災予防条例第45条の3に規定する消防用設備等の軽微な工事の範囲は別表のとおりとし、その取扱いについては192号通知に準じて運用する。

別表

軽微な工事の範囲

| 消防用設備等の種類 | 増設 | 移設 | 取替え |
|--------------------------|--|--|--|
| 漏電火災警報器 | 該当なし | 変流器の移設で、同一警戒電路内のもの | すべての構成部品で、型式に変更がないもの |
| 非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン) | 音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合 | 音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合 | 音響装置、起動装置又は表示灯 |
| 非常警報設備 (放送設備) | 1 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 5個以下の場合 | 1 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの 2 スピーカーの移設のうち、5個以下の場合で、かつ放送区域の変更がない場合 | 1 増幅器、操作部又は遠隔操作器の取替えて、5回線以下の場合 2 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯の取替え 3 スピーカーの取替えて、5個以下の場合 |
| 避難器具 | 該当なし | 本体又は取付金具の移設で、同一階の場合、かつ設置時と同じ施工方法の場合 | 1 標識の取替え 2 本体又は取付金具の取り替えて、設置時と同じ施工方法の場合 |
| 誘導灯及び誘導標識 | 5個以下の増設の場合 | 5個以下で、同一室内での移設の場合 | すべての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの (旧基準から新基準へ取替えるものは除く) |

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 排煙設備 | <p>1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機的能力に影響がない場合</p> <p>2 排煙口、給気口及び風道の増設で、排煙機及び給気機的能力に影響がない場合</p> <p>3 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合</p> <p>4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合</p> | <p>1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機的能力に影響がない場合</p> <p>2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ操作性に影響がない場合</p> <p>3 自動起動装置の場合で、同一防煙区画内の場合、かつ既設と同種類の場合</p> | 排煙機及び給気機を除く構成部品 |
| 連結散水設備 | <p>ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合</p> <p>1 一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合</p> <p>2 送水区域に変更のない範囲である場合</p> <p>3 既設と同種類の場合</p> <p>4 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合</p> | ヘッドの移設のうち、一の送水区域において5個以下の場合で、かつ送水区域に変更がない範囲の場合 | 加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で、同種のもの |
| 連結送水管 | 該当なし | 該当なし | 加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種のもの取替え |
| 非常コンセント設備 | 該当なし | 該当なし | すべての構成部品 |
| 無線通信補助設備 | 該当なし | 該当なし | 増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの |

※軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

別添

消防予第192号

平成9年12月5日

一部改正 令和5年3月30日

一部改正 令和6年3月1日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防法(以下「法」という。)第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届、法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告については、消防法施行令(以下「令」という。)、消防法施行規則(以下「規則」という。)等により、その細目(届出等に係る手続き、提出書類等)が定められている。

一方、消防用設備等に係る届出等については、軽微な工事、重複している添付書類の取扱い等について簡素合理化が求められており、消防庁では、「消防用設備等の検査・点検のあり方検討委員会」において、届出等のあり方について検討を行ってきたところである。

今般、当該検討結果を踏まえ、消防用設備等に係る届出等について、下記のとおり運用することとしたので、その取扱いについて配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする(参考)。

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。なお、軽微な工事と別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届を要するものである。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(平

面図、配管及び配線の系統図)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第 31 条の 6 第 3 項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙 1、1 から 5 までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙 1、2 から 4 までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙 2 に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事であっても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。

なお、軽微な工事と別紙 1、6 に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は 現場確認を要するものであること。

- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項について

前 1 及び 2 により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。
 - ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第 17 条の 5 の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。
 - イ 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙 2 に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
- (3) 甲種消防設備士に対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知されたいこと。

第 2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

1 消防用設備等の設置届、着工届及び点検報告について

消防用設備等の設置届、着工届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている。

なお、設置届及び着工届の運用については、「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」(令和5年3月30日付け消防予第196号、消防危第68号)のとおりとする。

2 消防用設備等の点検に係る書類の保存について

- (1) 個々の消防用設備等の点検票を保存しなければならない期間については、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。
- (2) 消防長又は消防署長が適当と認めるときは、3年を経過しない場合であっても、同様の措置を認めてさしつかえないこと。

第3 維持台帳について

第1及び第2により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、これまで以上に消防用設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。

維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態(履歴)を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊(重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。)したものである。消防機関においては、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、設計・施工業者、防火対象物の関係者等に対し、維持台帳の重要性、必要な書類、データ等について周知する必要がある。

- 消防用設備等着工届出書の写し
- 消防用設備等設置届出書の写し
- 消防用設備等試験結果報告書
- 消防用設備等検査済証
- 消防用設備等点検結果報告書の写し
- 点検票(消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。)
- 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表
- 消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等のうち維持管理に必要な書類)
- 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- その他必要な書類(法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等)

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

軽微な工事の範囲

| 消防用設備等の種類 | 増 設 | 移 設 | 取 替 え |
|--------------------|--|---|-------------------------------|
| 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 | ① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。 | ① 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設 | 加圧送水装置を除く構成部品 |
| スプリンクラー設備 | ① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもの、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 2個以下で既設と同種類のものに限る。 | ① ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設 | 加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品 |
| 水噴霧消火設備 | ① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 | ① ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 | 加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品 |

4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

| | | | |
|------------------------------------|---|--|---|
| <p>泡消火設備</p> | <p>① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。</p> | <p>① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p> | <p>加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品</p> |
| <p>二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p> | <p>① ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、</p> | <p>① ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p> | <p>すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。</p> |

4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p> | | |
| 自動火災報知設備 | <p>① 感知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 10 個以下</p> <p>② 発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p> | <p>① 感知器</p> <p>→ 10 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>② 発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p> | <p>① 感知器</p> <p>→ 10 個以下</p> <p>② 受信機、中継器</p> <p>→ 7 回線を超えるものを除く。</p> <p>③ 発信機、ベル、表示灯</p> |
| ガス漏れ火災警報設備 | <p>① 検知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> | <p>① 検知器</p> <p>→ 5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> | <p>受信機を除く。</p> |
| 避難器具 (金属製避難はしご (固定式のものに限る。))(救助袋)(緩降機) | <p>該当なし</p> | <p>① 本体・取付金具</p> <p>→ 同一階に限る。</p> <p>→ 設置時と同じ施工方法に限る。</p> | <p>① 標識</p> <p>② 本体・取付金具</p> <p>→ 設置時と同じ施工方法に限る。</p> |

※ 軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

4-2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

参考

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

| 工事の区分 | 着工届 | 設置 | |
|-----------------|---|----|--|
| | | 届出 | 消防検査 |
| 新設 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 増設 移設 取替え | <p>☆原則として必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <p>○工事：甲種消防設備士が実施</p> <p>○甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備</p> <p>○防火対象物の関係</p> | 必要 | <p>☆必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <p>○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認</p> |
| 改造 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 補修 撤去 | 不要 | 不要 | 不要 |

※ 詳細については、本通知第1を参照すること。